

平成18年 No.35

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

制定理由

放射性同位元素の安全な管理体制を整備するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年 9 月 6 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 9 月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第23号

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部を改正する規程

東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：放射線同位元素の安全な管理体制を整備するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (業務従事者の登録) 第13条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、<u>第26条</u>に規定する健康診断を受けなければならない。 2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、<u>第25条</u>に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。 3～4 [省略] [省略] (受入れ) <u>第18条 放射性同位元素の受入れについては、購入と譲受により行い、取扱主任者の承認を受けるものとする。</u> (使用) <u>第19条</u> [省略] (保管) <u>第20条</u> [省略] (運搬) <u>第21条</u> [省略] (払出し) <u>第22条 放射性同位元素の払出しについては、譲渡のみとし、取扱主任者の承認を受けるものとする。</u> (廃棄) <u>第23条</u> [省略] (測定) <u>第24条</u> [省略] (教育及び訓練) <u>第25条</u> [省略] (健康診断)	[省略] (業務従事者の登録) 第13条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、<u>第24条</u>に規定する健康診断を受けなければならない。 2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、<u>第23条</u>に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。 3～4 [省略] [省略] (使用) <u>第18条</u> [省略] (保管) <u>第19条</u> [省略] (運搬) <u>第20条</u> [省略] (廃棄) <u>第21条</u> [省略] (測定) <u>第22条</u> [省略] (教育及び訓練) <u>第23条</u> [省略] (健康診断)

<u>第26条</u> 〔省略〕 (放射線障害を受けた者等に対する措置) <u>第27条</u> 〔省略〕 (記録及び保存) <u>第28条</u> 〔省略〕 (報告) <u>第29条</u> 〔省略〕 (地震等の災害時における措置) <u>第30条</u> 〔省略〕 (危険時の措置) <u>第31条</u> 〔省略〕 (事故等の報告) <u>第32条</u> 〔省略〕 (一時立入者) <u>第33条</u> 〔省略〕 (規程の細目) <u>第34条</u> 〔省略〕 (管理組織図) <u>第35条</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年9月7日から施行する。</u>	<u>第24条</u> 〔省略〕 (放射線障害を受けた者等に対する措置) <u>第25条</u> (記録及び保存) <u>第26条</u> 〔省略〕 (報告) <u>第26条の2</u> 〔省略〕 (地震等の災害時における措置) <u>第26条の3</u> 〔省略〕 (危険時の措置) <u>第27条</u> 〔省略〕 (事故等の報告) <u>第28条</u> 〔省略〕 (一時立入者) <u>第29条</u> 〔省略〕 (規程の細目) <u>第30条</u> 〔省略〕 (管理組織図) <u>第31条</u> 〔省略〕
---	---